

# 「日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例」 の基本的な考え方について

パブリックコメントを実施します。  
ご意見をお寄せください。



## 閲覧及び意見の提出期間

平成27年10月14日（水）から11月13日（金）まで

※ 郵送の場合は、11月13日（金）必着

## 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は名称、代表者の氏名）を明記の上、①郵送、②FAX、③電子メール、④直接持参、のいずれかの方法で日進市役所企画政策課へ提出してください。

※ 添付の意見提出用紙をご利用ください。（任意様式による提出も可）

## 注意事項

- 1 ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- 2 電話、口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。  
（ただし、特別な配慮を要する場合は、お申し出ください。）
- 3 提出された意見の概要等は、個人を特定できる情報を除き、ホームページで公表することがあります。
- 4 収集した個人情報は、日進市個人情報保護条例に基づき、適切に管理します。ご本人の同意なく第三者に提供することはありません。

お問い合わせ・意見提出先

〒470-0192（住所不要） 日進市役所企画部企画政策課

電話：0561-73-3176（直通） FAX：0561-73-8275

E-mail：seisaku@city.nisshin.lg.jp

# 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

## マイナンバー（個人番号）とは

平成 27 年 10 月から、市民の皆さん一人ひとりに通知される、12 桁の番号のことです。

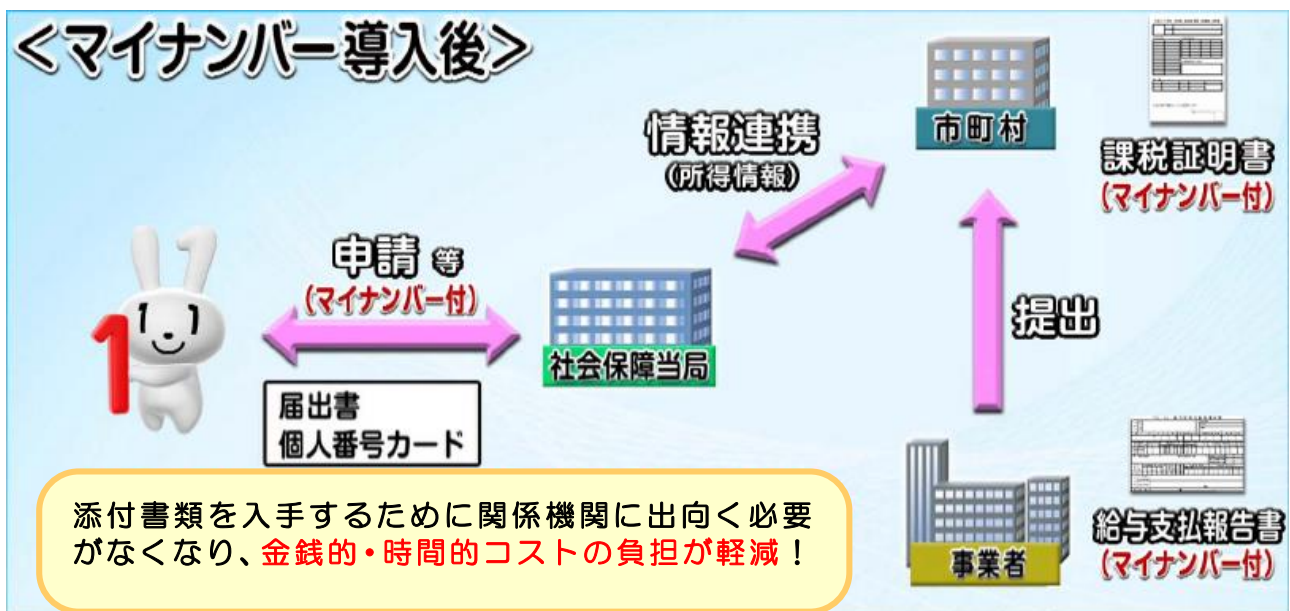
## マイナンバー制度の目的

社会保障や税、災害対策の分野で、国の行政機関や都道府県・市町村など複数の機関にある個人の情報が、同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤となるものです。行政の手続を簡素化したり、本当に行政サービスを必要としている方をきちんと支援したり、行政の無駄をなくしたりすることを目的に創設されました。

## 【マイナンバー制度導入までの主なスケジュール】

平成 27 年 10 月～	マイナンバーの付番・通知
平成 28 年 1 月	マイナンバーの利用開始、個人番号カードの交付開始
平成 29 年 7 月	地方公共団体と他の行政機関等との間でのマイナンバーを利用した情報のやりとり（照会・提供）の開始 （＝マイナンバー制度の本格運用開始）

## 【マイナンバー制度導入後（平成 29 年 7 月以降）における行政手続等のイメージ】



※イメージ図は、政府広報資料をもとに日進市作成

# 「日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例」 の基本的な考え方

## 条例制定の目的

- 番号法第9条第1項では、番号法で定められた事務（「法定利用事務」といいます。）を処理するために保有している特定個人情報（※1）を利用することが認められています。

本市では、地方税に関する事務、介護保険に関する事務など34の事務（※2）において利用することを予定しています。

※1 マイナンバーをその内容に含む個人情報のこと

※2 5ページの一覧表を参照

- 法定利用事務以外でも、**番号法第9条第2項の規定に基づく市の条例で定めることによって**、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務においても、**マイナンバーを利用することができる**とされています。



平成28年1月以降、番号法に定められてない事務であって法定利用事務と一体的に実施される事務でも、マイナンバーを利用した事務処理が円滑に実施できるようにするため、本条例を定めます。

## 条例で定める事務の内容

- 本市では、次の2つの項目に該当する事務について条例に定める予定です。

1 番号法に定められていない事務（独自利用事務）で特定個人情報を利用することについての規定

2 市長部局内での庁内連携についての規定

- 上記以外の事務についても、今後、市民の利便性等を考慮し、独自利用事務の対象とするか検討していきます。

## 番号法に定められていない事務（独自利用事務）における特定個人情報の利用についての規定

### ① 条例に定める事務

- 法定利用事務以外の事務で、同一の事務処理システムで処理される理由から、マイナンバーを利用しないと事務の遂行に支障をきたすこととなる事務について条例で定めます。
- 現時点では、次の5つの事務を条例で定める予定です。

- |                             |
|-----------------------------|
| ①障害者扶助料の支給に関する事務            |
| ②社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の交付に関する事務 |
| ③障害者タクシー料金助成利用券の交付に関する事務    |
| ④障害者紙おむつ助成金の支給に関する事務        |
| ⑤市遺児手当の支給に関する事務             |

※ 県関係事務等について市の条例に定める必要があるかを検討中のため、他の事務についても条例に追加する可能性があります。

### ② 条例の定め方

- 条例でマイナンバーの利用範囲が明確になるよう、機関及び事務を個別具体的に定めるものとします。

機関	事務
(例)日進市長	〇〇に関する事務

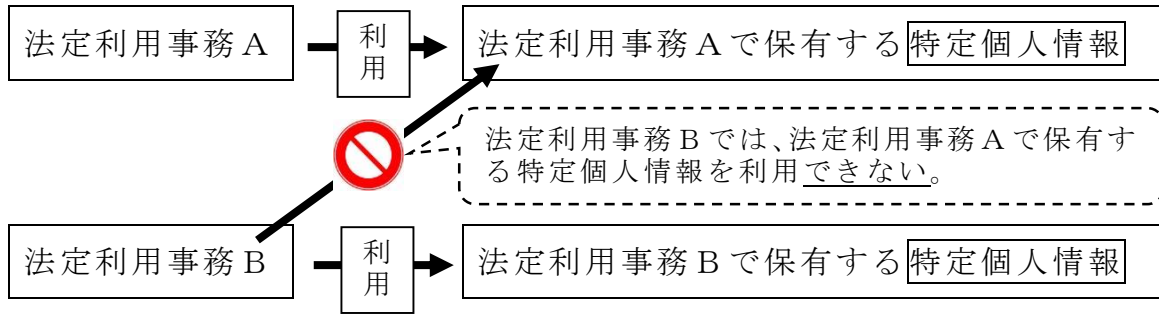
## 市長部局内での庁内連携についての規定

### ① 条例に定める事務

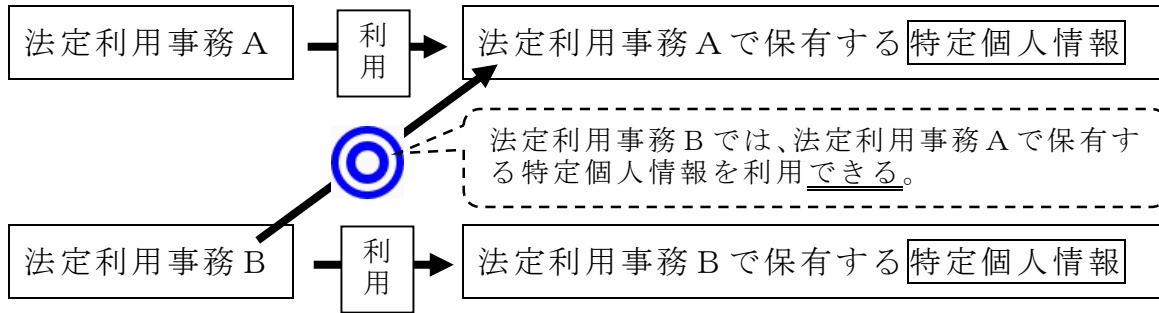
- 番号法では、市の内部であっても、ある事務で保有している特定個人情報を別の事務で利用することができません。
- しかし、番号法第9条第2項の規定に基づく市の条例を定めることによって、ある事務で保有している特定個人情報を別の事務で利用できるようになります。

※ 本市では、市長と教育委員会との間での特定個人情報のやり取りは行われていないため、番号法第19条9号の規定に基づく条例は必要ありません。

**【番号法に定める特定個人情報の利用のイメージ】**



**【条例を定めることによって可能となる特定個人情報の利用のイメージ】**



- また、独自利用事務を処理するために、市の内部で別の法定利用事務で保有する特定個人情報を利用することについて、条例で定めます。
- 現時点では、次の事務で特定個人情報を利用することを条例で定める予定です。

事務	利用する特定個人情報
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の交付に関する事務	地方税関係情報、生活保護関係情報 介護保険給付等関係情報

※ 県関係事務等について市の条例に定める必要があるかを検討中のため、他の事務についても条例に追加する可能性があります。

**② 条例の定め方**

- 番号法別表第 2 に定められている内容と同じように、市の内部でも特定個人情報の庁内連携ができることを包括的に定めるものとします。
- 番号法別表に定められていない特定個人情報の利用については、特定個人情報の提供範囲が明確になるよう、機関、事務、特定個人情報を個別具体的に定めるものとします。

機関	事務	特定個人情報
(例)日進市長	〇〇に関する事務	●●に関する情報

**条例の施行日**

平成 28 年 1 月 1 日施行の予定です。(マイナンバーの利用開始と同時)

■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抜粋)  
(利用範囲)

**第9条 別表第1の上欄に掲げる**行政機関、**地方公共団体**、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。）**は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して**保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために**必要な限度で個人番号を利用することができる**。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

**2 地方公共団体の長**その他の執行機関**は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税**（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）**又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して**保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために**必要な限度で個人番号を利用することができる**。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 略

※ 番号法別表第1（抜粋）

マイナンバーを利用できる機関及び事務が列挙されている。（全部で98事務）  
〔上欄〕 〔下欄〕

16 都道府県知事 又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
68 市町村長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

■番号法で定められた事務のうち本市が利用することを予定している34事務

1	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
2	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
3	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
4	身体障害者手帳の交付に関する事務
5	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務（身体障害者福祉関係）

6	診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務（精神保健及び精神障害者福祉関係）
7	保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（生活保護関係）
8	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務
9	（戦傷病者戦没者遺族への）援護に関する事務
10	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（国民健康保険関係）
11	年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務（国民年金関係）
12	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務（知的障害者福祉関係）
13	被災者台帳の作成に関する事務
14	児童扶養手当の支給に関する事務
15	（戦没者等の妻に対する）特別給付金の支給に関する事務
16	福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（老人福祉関係）
17	配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務（母子及び父子並びに寡婦福祉関係）
18	給付金の支給に関する事務（母子及び父子並びに寡婦福祉関係）
19	特別児童扶養手当の支給に関する事務
20	附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務（特別児童扶養手当等関係）
21	（戦没者等の遺族に対する）特別弔慰金の支給に関する事務
22	保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
23	（戦傷病者等の妻に対する）特別給付金の支給に関する事務
24	（戦没者の父母等に対する）特別給付金の支給に関する事務
25	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
26	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
27	永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務
28	（中国残留邦人等）支援給付の支給に関する事務
29	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（介護保険関係）
30	健康増進事業の実施に関する事務
31	（日本スポーツ振興センターが行う）災害共済給付の支給に関する事務
32	特別障害給付金の支給に関する事務
33	（障害者の）自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
34	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務